

整骨院・接骨院で健康保険証が使える場合は限られます

柔道整復師（整骨院・接骨院）は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。

そのため、柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、健康保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。（厚生労働省HP内柔道整復師等の施術にかかる療養費の取扱いについて：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/jyuudou/）

これにより、子ども医療、ひとり親家庭医療費の助成対象は保険適用分のため整骨院・接骨院で施術を受けても対象外となることがあります。

健康保険証が使えます ⇒子ども医療、ひとり親家庭医療償還払対象	健康保険証は使えません ⇒全額自己負担になります
<ul style="list-style-type: none">・打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）・骨折、脱臼（ただし、応急手当以外は医師の同意が必要です） <p>※学校行事やスポーツ少年団の中でのけがの場合、 そちらで加入している保険を優先することがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の中での疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など・あん摩、マッサージ代わりの利用・スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛・脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛などの慢性病から来る痛みやしびれ・症状改善のみられない長期の施術・以前負傷した部位の痛み・原因不明の痛みや違和感 など

不正請求など問題になっています

ほとんどの柔道整復師の方が不正請求をしていないとは存じますが、療養費の水増し請求などの不正請求について、平成27年にもニュースで取り上げられたように、不正を行い逮捕や保険請求停止措置をとられた柔道整復師の方もいます。

接骨院や整骨院で施術を受けた場合は、患者側が1か月単位で施術内容や日数を確認し、「療養費支給申請書」に署名することになっています。しかし、実際には施術を受ける最初の日に「療養費支給申請書」に署名を求められることが多いようで、その月の最終的な施術内容や日数を患者側が確認していないということもあるため、不正請求が起こることがあります。知らず知らずのうち、不正請求に加担してしまわないようご注意ください。

柔道整復師にかかるときの注意事項

・原因をできるだけ正確に伝えましょう。

どのような原因でけがをしたのか、分かる範囲できちんと伝えましょう。

「健康保険証が使えません」の欄にある症状で施術を受けたのに、保険が使えたという場合は、保険者（健康保険組合や市町村国保の担当課等）へご連絡ください。

※上記の場合、子ども医療、ひとり親家庭医療の助成対象ではない場合があります。

・「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう。

健康保険証を使用して施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。

記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して必ず自分で署名しましょう。

また、領収書がないと、各医療費助成を受けることができなくなるため、領収書を必ずもらいましょう。

・施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患の可能性もあるので、医師の診察を受けることをお勧めします。